

【市長定例記者会見資料】
令和7年6月20日
子ども・未来部
子ども政策課(担当:近江)
直通 559-5079 内線 2620

子ども・地域食堂支援事業補助金制度の創設について

子ども及び困窮家庭の孤立防止又は支援を主な目的とする子ども・地域食堂事業に要する経費の一部を補助することにより、地域で子どもや家庭を支える環境づくりを推進するため、補助金制度を創設します。

1 制度創設の経緯

(1) 子ども食堂代表者からの声

令和6年に実施した市長タウンミーティングにおいて、子ども食堂代表者から「現状、学生ボランティアに交通費すら渡せておらず、善意の搾取では継続が難しくなっている。ボランティア謝礼だけでも渡したい」という声があった。

(2) 国の動き

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年6月改正）第15条において、「国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にある子ども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする」とされた。

2 制度概要

(1) 補助金額

1回の開催あたりの参加人数（団体の構成員を除く）による補助金額を設定。

参加人数	金額
20人以下	4,500円
21人から40人まで	6,000円
41人から60人まで	7,500円
61人から80人まで	9,000円
81人以上	10,000円

※年間12回を上限とします。

※上記に定める額と、補助対象経費の総額から当該経費に充てるために徴収した参加費及び他の収入を控除した額を比較して、いずれか小さい額を交付します。

(2) 申請受付時期

令和7年7月1日から申請受付を開始します。（同年4月1日以降の事業が対象）

3 市内子ども・地域食堂の状況

現在、市で把握している団体は14団体あります。

※今後実施を予定している団体も数団体あります。

4 令和7年度予算額

事業費 100万円

5 参考（子ども食堂への補助金制度を実施している県下の状況）

20市町（令和7年6月時点、当市把握分）

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、丹波篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、たつの市、稲美町